

令和 7 年度
伊予市社会福祉協議会事業計画

社会福祉法人伊予市社会福祉協議

令和 7 年度伊予市社会福祉協議会事業計画

《基本理念》

「一人ひとりの住民が、その人らしく、

安心して生き生きと暮らせるしあわせのまちづくり」

《基本目標》

(1) もっと知ろう、知らせあおう

～「あいみん。」とともに情報・課題の共有促進～

●情報提供の充実

●人材の育成



- 社協だよりなど各種広報の充実
- ホームページの管理・運営
- 社会福祉大会とボランティアフェスティバルの開催
- 福祉教育の推進

(2) 仲間を増やし、支え合おう

～担い手の充実・「ぽかりん」の仲間を増やそう～

●地域福祉活動によるコミュニティづくり

- 各種ボランティア講座の開催
- ボランティア連絡協議会
- 共同募金事業
- 民生児童委員協議会運営事業
- 高齢者見守り員設置事業

(3) いつまでもここで暮らそう

～在宅福祉サービスの充実～

●地域における福祉サービスの充実



- 在宅介護支援事業
- 訪問介護事業
- 障害者居宅介護事業
- 指定管理事業

(4) より良い支援を進めよう

～あなたの身近な相談所～

●地域における福祉サービスの適切な利用促進



- 在宅介護支援センター
- 障害者相談支援事業
- 権利擁護事業の推進
- 総合相談・援助活動の実施
- 伊予市徘徊 SOS ネットワーク
- 家具転倒防止対策推進事業

(5) みんなで力を合わせよう

～支え合いの仕組み・新たなサービスづくり～

●社会福祉事業の健全な発達



- 健康と生きがいづくりの推進
- 災害ボランティア活動支援体制
- 地区社協の活性化
- 組織体制の充実・強化
- 福祉財源の確保

《基本方針》

伊予市社会福祉協議会は伊予市の住民一人ひとりの「その人らしい生活」ができる地域づくりに向けた地域共生社会の実現を目指し、第4期地域福祉活動計画を策定し、令和9年度までの社協が進むべき方向を定めました。近年、急速な人口減少や少子高齢化を迎え、単身世帯の増加、地域や家族のつながりの希薄化、物価の高騰など社会情勢が変化する中で、孤独死、ひきこもり、社会的孤立、生活困窮など複雑かつ重層化した生活課題が顕在化しています。また、自然災害も頻発しており、住民同士がつながり、相互に役割をもって支え合えるよう、地域活動の基盤を整えていくことが必要となっています。

本会は、公共性の高い、地域福祉を推進する中核的な団体として、多くの地域住民の皆様をはじめ、あらゆる関係機関との協働により、地域における生活課題の解決に取り組み、誰もが住み慣れた地域で共に支え合い、安心安全にいきいきと暮らすことのできる地域共生社会の実現に向けた地域づくりを推進してまいります。

《重点項目》

- 1 社会福祉協議会の経営・事業体制の強化
- 2 地域福祉活動の推進強化
- 3 相談支援事業の推進強化
- 4 介護保険事業の経営の安定とサービスの質の向上
- 5 障害福祉サービス事業の経営の安定とサービスの質の向上
- 6 施設等の適正管理と健全経営

令和 7 年度 実施事業計画

1 社協運営事業

① 法人運営事業	(市補助・単独事業)
法人組織としての適切な運営を中心的に担い、理事・評議員等と連携して、中長期的な観点から将来的な組織運営のあり方を構築し、計画していきます。 また、働き方改革関連法に基づき職員が安心・安全に業務に従事できるよう、魅力のある職場づくりに努めます。	
② 社協運営補助事業	(市補助・単独事業)
福祉活動専門員が、本会の中心となって地域福祉事業に従事します。 ・計画的な人材育成及び職員のスキルアップを図り、市民に信頼される社協づくりに努めます。 ・南山崎・中村・郡中・上野・中山・双海の 6 つの地区社協に対して、社協職員が各地区を担当し、それぞれ地域特性に応じた活動を支援します。 ・福祉教育推進のため支援しています。学校及び児童、生徒の社会福祉への関心と理解を深め、共生の精神を養い、児童や生徒を通じて家庭及び地域社会への福祉啓発を図ります。 ・伊予市が策定する「伊予市地域福祉計画」と伊予市社会福祉協議会が策定する「伊予市地域福祉活動計画」とを合わせて「伊予市しあわせのまちづくり計画」とし、市と本会、地域住民が協働して一体的に地域福祉の推進に取り組みます。	
③ 独自運営事業	(単独事業)

伊予市社会福祉協議会会員会費募集

・本会の自主財源は、会費と寄付金で賄われております。市民の皆様へ会員会費による地域福祉活動を周知し本会事業に理解促進を図ります。特に特別会員会費の拡充に努めます。(市内法人・企業や福祉活動に賛同していただける個人)

(一般会員：年会費 500円 特別会員：年会費 2,000円)

広報啓発

・社協だより(年6回発行)での情報提供は、紙媒体の特性を生かした内容の充実を図り、社会福祉への理解を促進します。

・若い世代への浸透が課題であり、幅広い年代に向けた紙面づくりを工夫していかなければならない。(社協だよりからホームページ等も見てもらえるような紙面の工夫、社協だよりとホームページを連動してPR)

・情報提供では、迅速かつ広範囲な情報発信を行うためSNSを活用し、個人情報の取り扱いに注意しながら幅広い世代への情報提供を行います。

社会福祉大会とボランティアフェスティバル

・「あい・愛フェスタ」を開催し、社会福祉事業従事者等の顕彰を通じ、永年の献身的尽力を労うことにより、地域福祉向上への意識高揚を図る。また、市民のボランティア活動への参加促進を図り、ボランティア関係者の交流を深め協働促進を目指します。

《主な内容》社会福祉に貢献された方の顕彰、記念講演、ボランティアグループの発表、展示・体験コーナー、各種団体によるバザーなど

福祉機器の貸し出し

・在宅で介護を受けているおおむね65歳以上の高齢者及び身体障害者手帳の所持者に対し、車椅子、ポータブルトイレ等の福祉機器を必要に応じて貸し出します。(利用料：1日10円。但し、身体障害者手帳1・2級保持者は、無料)

社会福祉法人連携

・社会福祉法人に義務付けされた地域公益活動の取り組みに対し、市内社会福祉法人が一堂に会し、共同参画のもと、研究および計画づくりを行い、地域に求められる地域密着の地域公益活動を円滑かつ効率的に実行していくために、伊予市社会福祉法人連携会議を開催して地域公益活動の取り組みを検討します。

2 地域福祉事業

① 福祉サービス利用援助事業	(市補助・県社協受託事業)
判断能力が不十分のため、日常生活を営むのに不安がある方が安心して生活が送れるよう、福祉サービス利用援助事業、日常生活上の手続き援助、日常的金銭管理、書類等の預かりサービスの援助を行います。 サービス提供に当たっては、社協内での連携を強化し、他の各相談支援事業所や地域包括支援センター、福祉課等関係機関との連携も密にし、利用者が地域で安心して暮らせるよう支援します。	
② 法人後見事業	(市補助・事業収入事業)
認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者など意思決定が困難な人達は、財産の管理や、福祉サービスなどの利用のための様々な契約を行うことに困りごとを抱えている場合があります。伊予市社会福祉協議会が法人として成年後見人、保佐人、補助人となって、その人の判断能力を補い、安心して生活が送れるよう支援します。 社協としての相談支援体制整備により基盤を厚くして事業に取り組み、制度の周知や、各関係機関等との連携の強化を図ります。	
③ 成年後見中核機関事業	(市受託事業)
国の成年後見制度利用促進基本計画に基づき、権利擁護支援を必要とする方が、必要なときに適切な支援につながるように、地域で支える体制を構築する。 伊予市社協が中心となり、行政と地域包括支援センター等と連携をとり「中核機関」を運営していきます。	
④ 民生児童委員協議会運営事業	(市補助事業)
民生児童委員は、地域に暮らす身近な相談相手として、さまざまな課題を抱える高齢者や障がい者、子育て世帯等のニーズを行政や専門機関につなぎ、解決に結びつける役割を担っています。このため、組織の基盤強化に向け積極的に研修会を開催するなどして資質向上を図るとともに、行政や地域関係者との連携による要援護者支援及び小地域ネットワーク推進等の支援を行います。 福祉のまちづくりを推進するために定例会に参加し、民生児童委員活動との連携を密にするとともに、情報を共有し各種事業を推進していきます。	
⑤ 共同募金事業	(共同募金事業)

愛媛県共同募金会伊予市支会の事務局として、次の通り募金運動を実施します。 ・ 赤い羽根共同募金 （運動期間：10月1日～12月31日） - 赤い羽根共同募金目標額 （戸別募金: 1口 500円） ・ 歳末たすけあい募金 （運動期間：12月1日～12月31日） - 歳末たすけあい募金目標額 （戸別募金: 1口 300円） 一人でも多くの方に募金活動に参加していただけるよう広報啓発に努めるとともに、ボランティアの方々の協力を得て法人募金や街頭募金等を行います。また、福祉団体及びボランティアグループ等への配分や、「ささえあい活動支援事業」による公募配分、「歳末ふれあいの集い」など歳末たすけあい運動に関する事業への助成など、募金が地域で有効に活用されるよう周知・啓発に努めます。	
⑥ 生活福祉資金貸付事業	（県社協受託事業）
支援を必要とする低所得者世帯及び療養や介護を要する高齢者・障がい者世帯に必要な資金の貸付を行うとともに、相談援助指導による適切な利用促進に努めます。また、行政や民生児童委員等との連携により経済的自立及び社会参加の促進を図ります。	
⑥ まごころ銀行運営事業	（単独事業）
市民から寄せられたご芳志を、地域の福祉事業に活用させていただきます。 寄付は減少傾向にあるため広報啓発に努めるとともに、その使途については、まごころ銀行運営委員会で協議し、地区社協への助成など有効活用を図ります。	
⑦ 生活困窮者自立支援事業	（市受託事業）
社協の相談支援事業の中心としての位置づけから、どの部署でも生活困窮者からの相談を受けてこの事業につなげ、多様な課題の解決に向けた各種支援が計画的かつ包括的に行われるよう自立支援計画を策定するとともに、その実現のために伴走型の支援を行い、関係機関との連携や社協内での体制強化をします。また、アウトリーチにより支援が必要な方が見過ごされることのないようにします。 ・ 各種研修会に参加して職員の相談支援能力の向上に努めます。 ・ 制度定着に向け一層の広報啓発に努めます。 ・ フードドライブの実施	
⑧ 就労準備支援事業	（市受託事業）

様々な理由で長期間就労から遠ざかっている方やコミュニケーションがうまくいかない方、生活リズムが不規則な方など、すぐに既存の就業紹介や職業訓練、求職者支援制度などを利用することが難しい方に対し、就労に必要な基礎能力の形成及び、就労意欲の喚起を図り、一般就労につなげるように努めます。	
⑨ 家計改善支援事業	(市受託事業)
家計に課題を抱える方の相談に応じ、家計状況の「見える化」と根本的な課題を把握し、家計相談や家計簿作成等の支援等を行い、相談者が自ら家計を管理できるように、状況に応じた支援計画の作成、相談支援、関係機関へのつなぎ等を行い、早期の生活再生を支援します。	
⑩ 心配ごと相談事業	(単独事業)
市内全体の相談事業の一端を担い弁護士等の専門家による無料相談を設け、市民の幅広いニーズに応えられる体制整備に努めます。 《弁護士相談》 ボランティアセンター：毎月第1・第3水曜日 《行政書士相談》 ボランティアセンター：毎月第2金曜日 《税理士相談》 ボランティアセンター：毎月第2・第4火曜日	
⑪ 高齢者見守り員設置事業	(市受託事業)
市内の65歳以上の一人暮らし高齢者等の見守りを行っていますが、社協だより等で制度の一層の周知に努めます。 市や同じ地区を担当する民生児童委員との連携により対象者を出来る限り把握し、不測の事態を未然に防止するための普段の見守りや相談支援を行なうとともに、関係機関等とも連携しながら事故や悪質商法等の防止に取り組みます。	
⑫ ふれあい・いきいきサロン事業	(市受託事業)
地域住民が主体となって取り組む自主的な活動で、高齢者の仲間づくりや交流の場作りをすることで、孤独感の解消や閉じこもり防止など介護予防を図っています。地域で開催するサロンの開催支援と新規サロンの開設促進及び世話人研修会や代表者等の情報交換を行いサロン活動の充実を図ります。 なお、世話人研修会では、簡単で気軽に取り入れられる内容のものを実施するようにして、各サロンに持ち帰れるようその充実に努めます。	
⑬ ボランティアセンター事業	(市受託単独事業)

地域の連帯感や人間関係の希薄化が問題となっている中で、さまざまな機関と協働し、ボランティアの振興を図るとともに、時代を担う福祉人材を育成する。また、住民が自分らしさを活かし、自発的に地域や社会のために活動することができるよう支援する。 (1) ボランティアセンターの運営 (2) ボランティア・地域活動者の発掘・育成 (3) 福祉教育の推進 (4) 災害ボランティアセンター体制整備	
⑭	じゅらく生きがい活動センター事業 (市指定管理事業) 介護予防拠点施設として、レクリエーションや機能訓練を行い健康増進や筋力維持をし、楽しく明るい生活を営めるようにすることを目的として事業を実施します。 認知症予防のスマイルクラブや機能アップ教室等、また介護保険を利用しない予防通所サービスと生きがいを高める活動など、様々な事業を行います。

3 在宅介護事業

①	在宅介護支援センター事業 (独自事業) 介護が必要、もしくは必要となりつつある高齢者やご家族の介護に関する相談窓口として、制度の説明やサービス等について必要な情報提供等の支援を行います。また、各種のサービスが利用できるよう、地域包括支援センター等の関係機関や事業所等との連絡調整を行います。
②	居宅介護予防支援事業 (市受託事業) 介護支援専門員（ケアマネージャー）が、伊予市地域包括支援センターからの委託を受け、要支援者や介護予防・日常生活支援総合事業対象者のケアマネジメント（ケアプラン作成等）を行います。
③	伊予市子育て世帯訪問支援事業 (市受託事業) 家事、子育て等に対して不安を抱き、又は負担を抱える家庭及び妊産婦のいる家庭の福祉の向上を図ることを目的に訪問介護員（ホームヘルパー）が家事や育児の支援を行い養育者の負担の軽減を図ります。

④ 伊予市一般介護予防事業	(市受託事業)
介護の入り口の前段階から予防を行い、住み慣れた地域で自立した生活を送れるように、高齢者の健康と暮らしの向上を目指し、一般介護予防教室等を実施します。	

4 介護保険事業

① 居宅介護支援事業	(介護保険事業)
介護支援専門員(ケアマネジャー)が、介護保険サービスの説明や申請代行、居宅サービス計画書(ケアプラン)を作成し、介護サービス事業者との連絡・調整を行い、サービスをスムーズに利用できるよう、在宅生活をバックアップします。	
② 訪問介護事業	(介護保険事業、介護予防・日常生活支援総合事業)
要介護状態あるいは要支援状態になられても、可能な限り長年住み慣れた地域で日常生活を営んでいただけるよう、利用者に応じた自立支援を目指した良質なサービスを提供します。訪問介護員(ホームヘルパー)がご自宅を訪問して、入浴・排泄・食事などの介護や調理・洗濯・掃除などの家事、生活に関する相談・助言など日常生活の世話をを行うものです。サービス事業所の参入しにくい地域(双海)を社協の訪問介護の拠点とし、中山に出張所を設置しサービスを提供します。	

5 障害支援事業

① 障害者居宅介護事業(ホームヘルプ)	(自立支援給付事業)
障がい者等が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことが出来るよう、訪問介護員(ホームヘルパー)が各家庭を訪問し、入浴や排泄、食事の介助をはじめ、日常生活援助を行います。 また、視覚障がい等により移動が困難な方の外出時に同行し、必要な情報の提供や移動時の援護を行います。	
② 障害児・者計画相談支援事業	(自立支援給付事業)
障がい者及び障がい児等から日常生活に対する意向や悩み等の相談を受け、必要な情報の提供及び助言等を行うとともに、利用者が自らの選択に基づく適切な障害福祉サービス等を、多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう計画策定を支援します。また、定期的にサービス利用状況等を検証し、計画の見直しを行います。	

③ 障害者相談支援事業	(市受託事業)
障がい者等からの日常生活上の各種相談に対し、必要な情報の提供及び助言その他障害福祉サービス利用等の支援を行うとともに、虐待の防止及び早期発見のための関係機関との連絡調整、その他障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行い、自立と社会参加の促進を図ります。 障害者相談支援事業を円滑に実施して地域の相談支援機能を強化し、住宅入居等支援、障がい者の養護者に対する支援など、市の基幹相談支援センターとして、市全体のサービス向上を図ります。	
④ 障害者地域生活支援事業	(給付事業)
屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行います。社会生活をおくる上で必要不可欠な外出や社会との交流の促進等の便宜を図ります。	